## 知的障害者サッカークラブ『 HAT TRICK 』規約

平成22年4月1日 制定

(名称)

第 1 条 名称は、『HATTRICK』(以下「本クラブ」という)とする。

(趣旨)

第 2 条 本活動は、「競技サッカーを続けたい知的障害者のため、有志で団体 を結成し、スタッフと保護者が力を合わせ選手を支援することを目的と する。

#### (基本理念)

- 第 3 条 『**HAT TRICK**』(ハットトリック)は、1試合に3得点を挙げる 活躍のこと。団体名には、次に掲げる3つの想いがこめられています。
  - 一. 新潟県の障害者サッカーの礎となり、県のレベルアップに尽くします。
  - 一. サッカーを通して健全な心身の育成に努めます。
  - 一. 社会や地域に貢献できる団体を目指します。

## (活動)

- 第 4 条 本クラブは、目的を達成するために次の活動を行う。
  - ・ 定期練習:毎週土曜日 (9時~13時、江南高等特別支援学校 グラウンド他)
  - ・ 大会参加:全国障害者スポーツ大会他
  - 練習試合:随時
  - ・ 合 宿:年3回程度(5月・8月・2月)
  - ・ その他:本クラブの目的達成に必要な活動

## (参加資格)

- 第 5 条 ① 競技サッカーに興味があり、サッカーを続けたい人
  - ② 本クラブの所属選手として、各種大会に出場できる人
  - ③ 本クラブの趣旨に賛同する人
  - ④ 本クラブの規約を承認し参加申込書を提出した人
  - \* 大会参加には、13歳以上という制限があります。

#### (保険)

第 6 条 本クラブの部員は、スポーツ安全保険に加入するものとする。

(応急処置)

第 7 条 本クラブは、部員の怪我についてスタッフが応急処置を行うが、その 後の処置は保護者が責任をもって行う。

(事故責任)

第 8 条 本クラブでの活動・送迎に伴う事故や怪我等には、互いに十分に留意 することとするが、万が一の場合は、スポーツ安全保険の保証範囲内と し、クラブや指導者、保護者には請求できないものとする。

(事故責任)

第 9 条 本クラブでの活動及び施設の利用に際しては、スタッフ及び施設責任 者の指示並びに本クラブの諸規則に従い行動するものとし、これに違背 して盗難、障害等の事故が起こっても本クラブ及びスタッフに対し一切 の損害賠償を請求しないものとする。

(スタッフの構成)

第 10 条 本クラブのスタッフは、コーチングスタッフ、サポートスタッフ、保 護者で構成されるものとする。

(コーチの役割)

第 11 条 コーチングスタッフは、監督、コーチ及びその他、臨時的に監督が認めたコーチによって構成される。本クラブの基本理念を十分に理解し、選手の成長を第一に指導し、目標達成のために最善の努力をするものとする。

(サポートスタッフ)

第 12 条 サポートスタッフは、あくまでも善意によるものとし、本クラブ員の保護者、本クラブの趣旨を良く理解し、スタッフが認めた者で構成される。

(役員)

第 13 条 本クラブには次の役員を置く。

- ·代表 1名
- ・副代表 若干名(会計補佐を兼ねる)
- · 会 計 1 名

(役員の選出)

第 14 条 役員の選出については、総会時に行うこととする。

(役員の任務)

- 第 15 条 役員の任務は次のとおりとする。
  - ・代表は保護者を代表し、監督・コーチと連携を密にし、部務を総括す る。
  - ・副代表は代表を補佐し、何らかの理由により代表不在となった場合は これを代行する。会計を補佐する。
  - ・会計は活動費、その他の経費を管理し、本クラブの経理全般を総括する。

# (役員の任期)

第 16 条 役員の任期は1ヵ年(引継ぎ時~翌年3月)とする。

# (会費)

第 17 条 運営費・活動費は、総会で承認を得て決定する。

## (収入)

第 18 条 本クラブの会計は、各月における活動費、寄付金その他の収入によって 支弁する。

## (活動費)

第 19 条 クラブ員は活動費を納入しなければならない。活動費は毎月月末まで に、翌月分を会計に納入するものとする。合宿遠征費等は別途徴収とす る。

また、一旦納入した運営費及び活動費等は返還しない。

#### (活動費の免除)

第 20 条 クラブ員が病気等で長期療養する場合、届出により監督、スタッフの承認を受け活動費の納入を免除することができる。

## (経費)

第 21 条 遠征大会等の活動の際、コーチングスタッフの遠征費等は、原則として 会費で補助する。本クラブの通信費、その他の経費は、原則として会費 で負担するものとする。その他活動に必要な個人的費用は自己負担とす る。

# (会期)

第22条 本クラブの会計年度は4月から3月までの通年とする。

#### (会計監査)

第 23 条 代表・副代表は本クラブの会計を監査し、総会に報告する。

必要に応じて、臨時監査の請求ができる。

## (退部)

第 24 条 退部するものは、事前に監督・コーチ及び役員に連絡をすること。

# (変更届)

第 25 条 クラブ員は住所、電話番号など必要事項の変更が生じた場合には、すみ やかに監督・コーチ及び役員に連絡をすること。

#### (練習態度)

- 第 26 条 ① 一生懸命練習すること。
  - ② 監督・コーチの指示に従い、積極的に自分から努力すること。
  - ③ 練習中は無駄話をしないこと。
  - ④ 必ず挨拶、返事、後片付けをすること。
  - ⑤ 規律正しい態度で参加すること。

## (総会)

第 27 条 総会は監督が招集し、年1回開催する。総会は、その年度の活動報告、 会計報告、次年度活動計画を説明する。また、必要に応じて臨時総会を 開くことができる。

#### (改正)

第28条 本規約の改正は、総会で討議し、2分の1以上の同意を以って改正することができる。

#### (施行)

第29条 本規約は、平成22年4月より施行する。

#### (個人情報の保護)

第30条 本クラブにて知り得た全ての個人情報について、第三者への漏えいに注意し、守秘義務を遵守する事。

(附則) 本規約は、平成27年11月28日一部改正し、施行する。